

遺言書 その③効果は大きい絶対ではない

「遺言書に書かれた内容は、絶対守らなければならない」と思っている方が多いようですが、実は必ずしもそうではありません。遺言書があっても、遺産分割協議で成立した内容が優先される場合もあります。

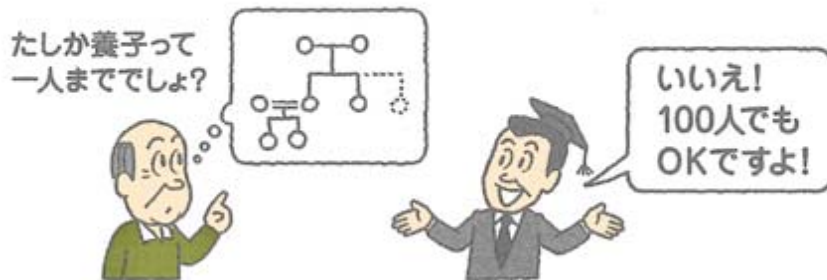


ここで、遺言書の有無が遺産分割にどう影響するか、簡単に整理してみましょう。

- (1) 遺言書がある場合は、原則としてその内容が優先されます。
- (2) 法定相続人に対する遺言書があっても、その内容と異なる分割を行うことができる場合があります。ただし、そのためには、法定相続人全員が同意した遺産分割協議書が必要になります。
- (3) 遺言書がなく、しかも法定相続分と異なる分割をするときは、遺産分割協議を行い、法定相続人全員の同意が必要になります。
- (4) 法定相続人以外に財産をあげたい場合は、遺言書にその旨を記載しておかなければなりません。例えば、自分が死んだら銀行預金のうち1000万円は長男の嫁にやるつもりでいて、他の家族にもその気持ちを伝えていたとしても、遺言書がないと実際にあげることはできません。
- (5) 遺産分割で争い事が起きた場合、最終的には法定相続分でまとめることとなりますが、遺言書があれば、この法定相続分だけでなく、遺留分が考慮されることとなります。「法定相続分と遺留分」(66頁)で詳しく説明しますが、遺留分はまず「遺言書ありき」ですので、“争族”対策では「遺言書」「法定相続分」、そして「遺留分」の3点セットの兼ね合いが重要になります。

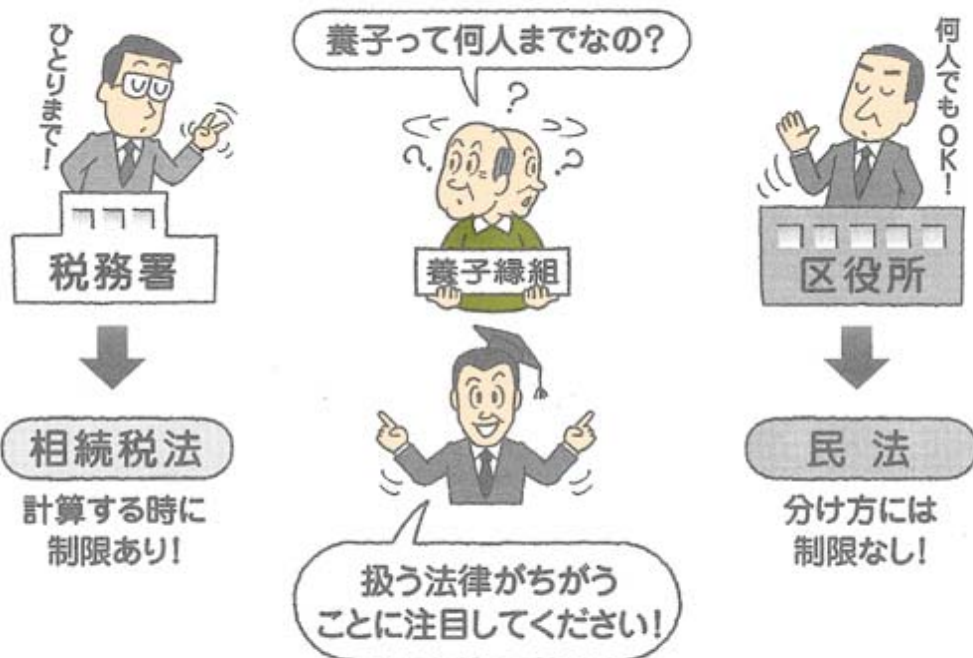
どういう形でも遺産分割がまとまらない場合は、家庭裁判所の調停や審判、さらには訴訟で解決することになります。ここで法定相続分や遺留分というものさしが使われます。

養子は1人までと聞いたけど？



「相続では、養子は1人までしか認められないと聞いたけどホント？」

よく、こういう質問を受けます。答えは「ノー」。100人でもかまいません。確かに、相続税法に基づく「基礎控除額」の計算に関しては制限を受けますが、民法上の「財産分け」についての制限はありません。



(1) 相続税法上の養子の考え方

基礎控除は、 $5000万円 + (1000万円 \times \text{法定相続人の数})$ で計算しますが、被相続人に複数の養子がいるときは、「法定相続人の数」にカウントする数に制限がありません。被相続人に実子がいる場合は、法定相続人になれる養子は1人まで。実子がいない場合でも、2人しか認められていません。

(2) 民法上の養子の考え方

養子縁組が成立した日から実子と同じ身分になり、法定相続人になれます。その数に制限はありません。極端なことを言えば、100人でも自由に養子にできます。したがって、“分割の世界” 財産分けに関しては、養子の数がそのまま生きてきます。

納税 = 相続税法

分割 = 民法

法定相続分と遺留分

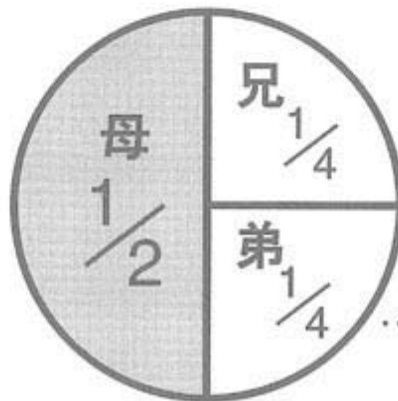
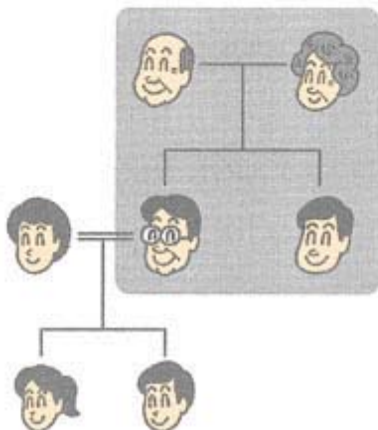
1. 法定相続分

相続人が複数いる場合に、民法で定めた相続分を「法定相続分」と言います。

誰が相続人になるかによっても異なりますが、本書では父母と子供2人の4人家族で話をしていますので、この場合の法定相続分は配偶者が2分の1。残りの分を子供の頭数で均分にしますので、子供2人であれば4分の1ずつということになります。

もちろん、相続人全員の話合いがまとまれば、この法定相続分に従う必要はありませんが、争いごとがあり、家庭裁判所での調停も不調になってしまった場合、家裁はこの法定相続分を以って処理するということになります。

仮に3億円の財産があれば、配偶者が1億5000万円、子供たちは各々7500万円相続する権利があることになります。



$$\dots 3 \text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \boxed{7500 \text{万円}}$$

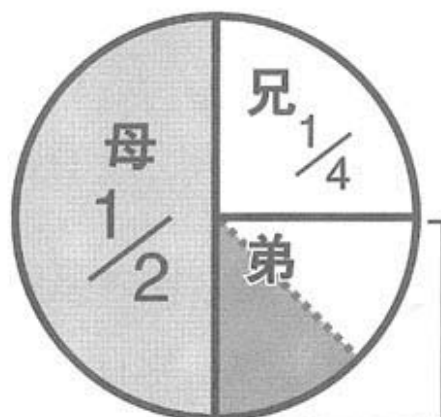
法定相続分

2. 遺留分

前頁で法定相続分の話をしました。遺言書がある場合はその内容が尊重されます。例えば、前頁の例で「長男に全財産遺贈する」と書かれた公正証書遺言があったらどうなるのでしょうか？

この場合、法定相続分による分割よりも、遺言が尊重されます。ただし、前例のようにすべて長男に遺贈するというような、あまりにも偏った遺言があった場合、近代民法ではその「全てを認めるのはいかがなものか」ということで、遺言で指定された長男以外の配偶者と次男に対しては、最低限の相続分の権利として「遺留分」というものを定めています。遺留分は、法定相続分の2分の1です。これを参考例の4人家族に当てはめると、配偶者は1/2の半分の1/4が遺留分として保護され、次男にはもともとの法定相続分1/4の半分の1/8の遺留分があることになります。

下の絵ですと、どうやら配偶者は長男寄りに見えるので、一家を挙げて次男に相続させたくない理由があるのかもしれませんが、次男にも遺留分として1/8の権利はあるということです。ただし、次男がこの権利を行使するためには、相続開始から1年以内に、もしくは侵害されていることを知ってから1年以内に、家庭裁判所に減殺請求をしなければなりません。



法定相続分 $\times \frac{1}{2} =$ 遺留分
したがって

$$3 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \boxed{3750 \text{ 万円}}$$